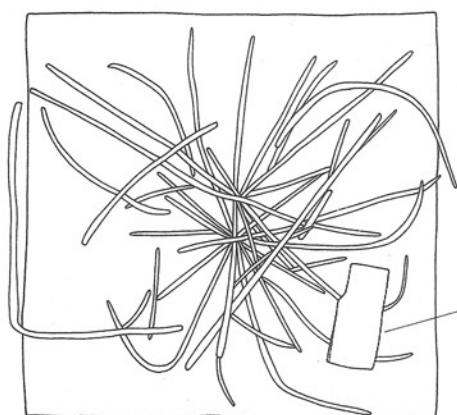
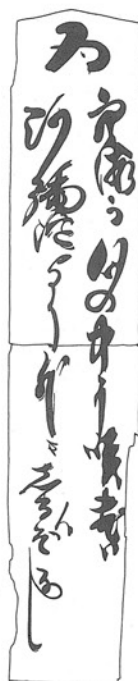




木簡出土地点

0 50cm

木簡・竹簡状製品の出土状況



(明石・須磨)

3 発掘機関 一三
明石市教育委員会

四月、七 一九九六年
四月～五月、八 一九九
六年八月～一〇月、九
一九九六年九月～一〇月、
一〇 一九九九年一〇月
～十二月、一一 二〇〇
一年三月～四月

2 調査期間

一(第一次調査) 一九八五年(昭60) 一月～二
月、(第三次調査) 一九八六年五月～七月、二一
九八七年九月～十二月、三 一九九〇年(平2)
八月～一〇月、四 一九九一年一〇月、五 一九
九一年一〇月～十二月、六 一九九三年一月

1 所在地

兵庫・明石城 武家屋敷跡
あかしじょうぶけやしき

一(第一次調査) 兵庫県明石市天文町、一(第三次
調査)・六 兵庫県明石市東仲ノ町、二・七 一
兵庫県明石市山下町、三・五 兵庫県明石市
大明石町、四 兵庫県明石市本町

四〇一一 明石市教育委員会・明石市立文化博物館
4 調査担当者 一・六・七・一〇 山下俊郎、二 山下俊郎・稲

原昭嘉、三・五 稲原昭嘉、八・九 山下俊郎・井上智代、一一 山下俊郎・黒田友紀子

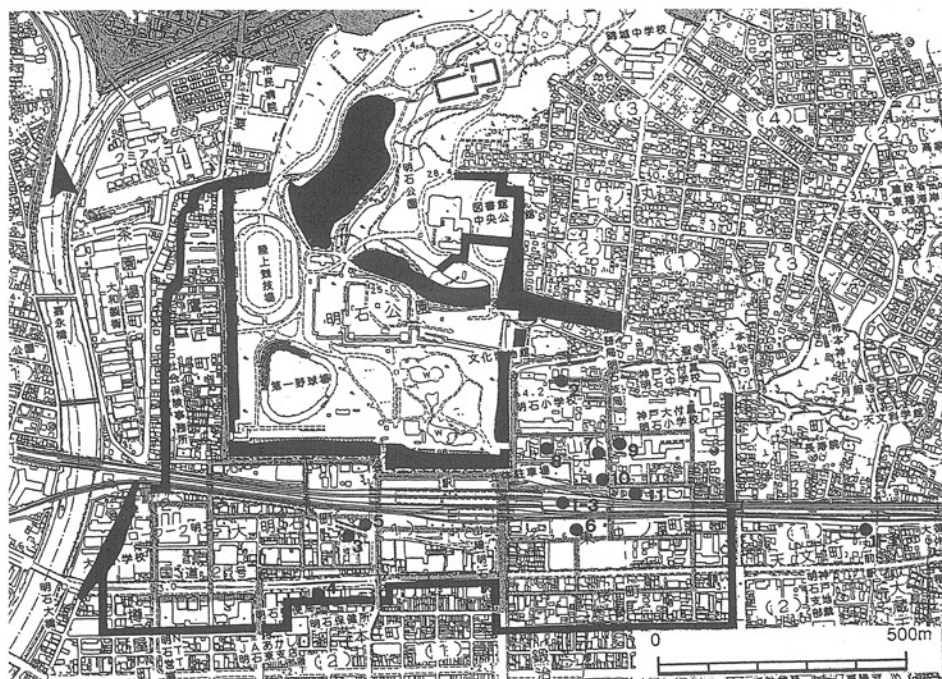
5 遺跡の種類 城館跡

6 遺跡の年代 近世

7 遺跡及び木簡出土遺構の概要

明石城は、朝霧川と明石川によって画された中位段丘の西南端に立地した平山城である。西国の外様大名に対しての押さえの拠点として、將軍徳川秀忠の命を受け、小笠原忠政により築かれた。築城は元和五年（一六一九）正月より始められた。標高約二四mの台地の西南部に本丸を置き、西に西曲輪、東に二の丸、三の丸が配された。本丸四隅には三層の隅櫓が建てられた。これらの主郭南側の平地に広がる本三の丸には、御下屋敷と馬屋、家老屋敷が置かれた。本丸、二の丸、三の丸の石垣、土塁工事は幕府の直営で、本三の丸石垣と土塁の工事は幕府と小笠原家の共同で、さらに、侍屋敷の工事は小笠原家の単独でそれぞれ行なわれた。元和六年四月に明石城は完成し、小笠原忠政は船上城から新城に移った。

城下町は、築城と並行して造られた。南側には海岸を掘り下げて築かれた人工の明石港がある。武家屋敷は城郭を取り囲むように東、南、西部に展開し、一部の足輕屋敷を除いてほぼ外堀内におさめら



明石城武家屋敷跡木簡出土地点詳細図

れている。武家屋敷は、道路によって区画された長方形街区を短冊形に区切った敷地からなる。

武家屋敷が立地する地形は、本丸が立地する段丘崖下の平地部であり、海岸までに並行して三列の砂堆が認められる。「享保年間明石町之図」「文久年間明石町之図」(以下、「享保年間図」「文久年間図」と略称する)によれば、当時の家臣の居住区や屋敷割が記されている。それを見ると、重臣の屋敷は、中堀に沿い東西に走る通りに面した所と、太鼓門と大手御門とを結ぶ南北の通りの両側に多く配されている。

武家屋敷跡の調査は、一九八五年の山陽電鉄立体交差事業に伴う確認調査に始まり、現在までに一〇三件実施されている。標高二m前後の沖積地に立地するため、木製品の遺存状況も良好である。今回は、既報告の第七地点(YM-2)、第一〇地点(HO-2)(以上、本誌第一三号)、第二一地点(OA-7)、第二二地点(OA-8)(以上、本誌第一九号)を除く、これまでに整理済みの本誌未掲載木簡全点を紹介する。

一 明石城武家屋敷跡第一地点

一九八五年一月から、山陽電鉄本線連続立体交差事業に伴う遺跡確認調査を実施した。計画によると、電車の軌道は、城郭を取り囲むように東部・南部・西部に配置された武家屋敷のほぼ中央を東西方向に走る。調査は原則として、東から二m×二mの坪を二〇m

間隔で設定し、遺跡の確認にあたった。

木簡は、二点出土した。一点は、坪一八で検出した幅約三・五m深さ約一mの溝から出土した。木簡とともに、陶磁器類、木製品(漆器・下駄・曲物)、焼塩壺などが多量に出土した。陶磁器は、肥前系の染付・白・皿・鉢類で、一七世紀後半から一八世紀前半までに比定されるものが多い(第一次調査)。もう一点は、坪四五で牛の足跡の残る水田跡を確認したため、そこから坪四六とを結んで設定した二m×二〇mのトレンチの盛土中から出土した。調査区が旧国鉄明石駅の構内であったことから、木簡は列車などの運行に係る資料と考える(第三次調査)。

二 明石城武家屋敷跡第三地点(YM-1)

「文久年間図」によると、調査地点は「大井」「藤井」「大村」「若宮」の四家の敷地にまたがる範囲に相当する。調査では屋敷一棟分の礎石建物跡や屋敷境の溝、土坑、井戸などを検出した。屋敷の表入り口の敷居付近からは素焼きの壺が十数個体見つかった。土坑・井戸などを検出した。木簡は、土坑SK二八から一点出土している。当土坑からは、一九世紀の磁器などが伴出した。

三 明石城武家屋敷跡第一二地点(OA-4)

「享保年間図」「文久年間図」の両絵図によると、調査地点は「落合」家の屋敷地の東南部に相当する。調査では屋敷境の溝・土坑・井戸などを検出した。木簡は、三点出土した。一点は、一九世

紀から幕末の廃棄土坑SK〇三から、一八世紀後半から一九世紀にかけての陶磁器類とともに出土した。一点は、一七世紀後半から一八世紀前半までの陶磁器類が伴出する土坑SK二四から出土した。

また、調査区中央北寄りの地点からは、径6m深さ一・二mの円形をした土坑SK三五が見つかった。内部からは、一七世紀中葉の陶磁器類や漆器碗、下駄などとともに、木簡が出土した。

四 明石城武家屋敷跡第一八地点(H〇—4)

「文久年間図」によると、外堀の北肩部に相当する。調査の結果、絵図の記載を裏付けるように堀の肩が検出された。埋土からは、一七世紀前半から幕末にかけての陶磁器類が多量に出土した。木簡は二点認められた。

五 明石城武家屋敷跡第一九地点(OA—6)

「文久年間図」によると、調査地点は「落合」家の屋敷地に相当する。調査では土坑、井戸などを検出した。木簡は、九点出土している。(1)は土坑SK四三から出土した。伴出遺物には一七世紀中葉に位置づけられる陶磁器や焼塩壺、漆器碗、箸などがある。(2)は一八世紀後半に位置づけられる土坑SK一九から出土した。(3)～(6)は、径6m深さ一・二mで壁面に編んだ竹を貼り付けた穴蔵と見られる土坑SK三四から出土した。この土坑からは一七世紀中葉の陶磁器類や漆器碗、下駄などが出土している。(7)(8)は一八世紀後半に位置づけられる土坑SK四一から出土した。(9)は土坑SK〇三から出土

した。珉平焼碗などが伴出しており、幕末以降の廃棄土坑であることがわかった。

六 明石城武家屋敷跡第二四地点(HN—1)

調査地点は、武家屋敷跡の東南に位置し、「文久年間図」にみえる「東中ノ丁」通りの南に面する。絵図によれば、調査区の東から「宮崎」「桜井」「三好」「間宮」家があった。

調査地は、通りに面して建てられたこれらの武家屋敷の裏手側にあたる。幕末には桜井家・間宮家の屋敷地であった位置において、屋敷から排出された水を蓄える池を検出した。また、桜井家の敷地から厨房と考えられる掘立柱建物を一棟検出した。厨房からの排水は池へ、池から排出された水は小さな溝によって北の屋敷境へと導かれていた。溝の途中に棧瓦を割って敷き詰めた洗い場と考えられる遺構が伴うことから、上水道などによって一定量の水が流されていたと考えている。

木簡は、排水溝によって切られている土坑SK一一三から二点出土した。伴出遺物には、一七世紀後半から一八世紀前半までの肥前系磁器(そば猪口・碗)、備前焼播鉢、土師質人形、灯明具などがある。

七 明石城武家屋敷跡第五三地点(YM—10)

調査地点は、武家屋敷の東部中央に位置し、「文久年間図」にある「山下門通」の西に面する。絵図によれば、享保年間は「桑山」

家、文久年間は「小林」家の屋敷地であった。

震災復興に伴う発掘調査のため、遺構面まで掘削の及ぶ範囲を対象に調査区（Ⅰ区～Ⅵ区）を設定して調査にあたった。その結果、調査区のほぼ全域から耕作土が認められた。武家屋敷の遺構が見あたらないところから、屋敷の裏手に広がる畑地であったと考えている。わずかにⅥ区で検出した杭列が、建物の存在を想定させた。

木簡は、Ⅵ区の杭列の西を南北方向に走る溝SD〇二から一点出土した。伴出遺物には、一七世紀後半から一八世紀前半までの肥前系磁器・染付碗、施釉陶器・呉器手碗、土師皿などがある。

八 明石城武家屋敷跡第六〇地点（YM—11）

調査地点は、武家屋敷の東部中央に位置し、「文久年間図」にある「山下丁」通りの南に面し、四〇〇坪近い「大藤」家の屋敷地のほぼ全域にあたる。

調査区を二分するように、中央部分を東西方向に溝が走り、その北側と南側では土地利用の形態が大きく異なる。北側は中央部分が広い空閑地となり、第一生活面（一七世紀～一八世紀）ではその東に池が、第二生活面（一八世紀～一九世紀）では空閑地の東西両端に柱穴が点々と並び、周辺部で大きな廃棄土坑を検出した。この空閑部分に建物が建てられていたことが想定できる。南側は、第一生活面から浅く掘られた土坑・柱穴を数多く検出したが、第二生活面からは若干の遺構を検出したにすぎない。第一生活面の東南部分で検出

した畝に代表されるように、江戸時代を通じて畑地としての利用が想定できる。

木簡は、武家屋敷が存在したと推測される東西約一二m南北約一〇mの空閑地の東に掘られた、長辺五・六m短辺二m深さ一・二mの隅丸方形をした土坑SK三三から一点検出した。伴出遺物には、一七世紀後半から一八世紀前半までの肥前系磁器碗、備前・丹波・堺焼播鉢、軒丸瓦（桐紋）などがある。

九 明石城武家屋敷跡第七五地点（YM—14）

調査地点は、武家屋敷の東部に位置し、「享保年間図」の「入江」家の敷地にあたり、「文久年間図」では二分され、北に「貸長屋」、南に「吉村」家が配置されている。

発掘区域は武家屋敷の裏手部分にあたりと考えられ、排水溝・上水道・廃棄土坑・埋桶などの遺構を検出した。木簡は、二点出土している。ともに、東西が約二m南北が約四mの土坑SK二〇〇八からで、深さが約一mと深く、池の可能性がある。出土した土器から一八世紀末から幕末までの時期に埋められたと考えられる。

一〇 明石城武家屋敷跡第八六地点（YM—15）

調査区は、武家屋敷の東部に位置し、南は「山下丁」、東は「沼ノ丁」の通りに面する角地にあたる。文久年間には南に「荒井」家、北に「池田」家、享保年間には南に「三輪」家、北に「松川」家があったこと、調査範囲はそれらの屋敷全域に及ぶことが絵図からわ

かる。調査区の南半をⅠ区、北半をⅡ区として、調査を実施した。

発掘調査によって、二間×九間の建物、二間幅の開き戸と一間幅のくぐり戸をもつ門、池、井戸、水道、溝などの遺構を検出した。確実に江戸時代と考えられる井戸は、一基も検出されていないことから、敷設された上水道及び中堀から外堀へ通じる排水溝などから生活用水の供給を受けていた可能性が想定できる。

木簡は、Ⅱ区において遺構面を検出中に埋土から一点出土した。伴出遺物には、一七世紀中葉から後葉までの肥前系施釉陶器香炉・鉢・刷毛目椀、一七世紀後半から一八世紀前半までの染付磁器椀、瓦質焔炉、瀬戸美濃系椀・植木鉢などがある。なお、刀の刃紋を墨描きした墨画板（長さ三三三mm幅四二mm厚さ九mm）一点が出土した。この墨画板の上部は欠失している。

一一 明石城武家屋敷跡第九三地点（YM-18）

調査区は武家屋敷の東部に位置し、北には「沼ノ丁」の通りが東西に走る。調査区は「文久年間図」にある「磯部」家にあたる。調査対象は、同家の敷地を南北方向に短冊形に地割した西側三分の一の部分にあたる。

発掘調査によって、調査区の東端を南北方向に走る杭列、井戸三基、多数の廃棄土坑を検出した。近世から現代までの井戸が、重複するように、道路に近い位置において確認された。通常、屋敷の裏手に掘られる井戸がこの位置で検出されるのは特異なことで、水脈

の関係と考えられる。

木簡は四点出土しており、内径が約五二cmの桶を積み上げた井戸側をもつ井戸SE〇三から検出した。

8 木簡の釈文・内容

一 明石城武家屋敷跡第一地点

第一次調査

- (1)  88×24.5×2 011

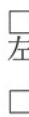
第三次調査

- (2) ・「京神本線欠行
。（向日町神戸間）
九三二」

・「京神下二号
。」
150×58.5×7 011

- (1)(2)はともに、一部欠損しているがほぼ完存である。

二 明石城武家屋敷跡第三地点（YM-1）

- (1)  (182)×(70)×2.5 081

上部も下部も欠失していて、腐食も進んでいる。

三 明石城武家屋敷跡第二二地点（OA-4）

SKO三

(1)



・「○ 御役人」

139×33×4.5 011

SK二四

(2) 「○てんかく」

133×(18.5)×2 051

SK三五

(3) 「○谷八木村藤□より」

141×39×7.5 011

(1)は、荷札と見られる。全体的に腐食が進み、上部は表面が剝離している。(2)は上部の一部は欠損し、左側面は欠失、また、下部が裂けている。(3)は一部欠損しているがほぼ完存している。「谷八木村」は、明石城下西方約五・五kmに所在する村である。

四 明石城武家屋敷跡第一八地点(HO-4)

(1) 「時□

(36)×(27)×8 081

(2) ・「御□□□□



(158)×27×4 019

(1)は下部と右側面が欠失し、残存は一部である。(2)は下部が欠損しており、腐食も進んでいる。いずれも荷札と見られる。

五 明石城武家屋敷跡第一九地点(OA-6)

土坑SK四三

(1) 「□□□□

118×52×4 011

土坑SK一九

(2) 四
丸
や

(55.5)×(133)×(9) 061

土坑SK三四

(3) 「〓西八木村又次郎」

175×37×7.5 033

(4) ・「〓くらさけ一本」

・「〓勘三郎より庄大夫」

141×23×3.5 033

(5) 「〓三□

佐左衛門

(129)×33×6 019

(6) ・「〓炭籠

・「〓弥兵衛

(83)×(22)×4 039

土坑SK四一

(7) □ (79)×(17)×(2) 051

(8) 卐 (24)×(68)×2.5 081

土坑SK〇三

(9) 「金」 41×41×9 011

(2)は桶の一部である。墨書は、木桶の把手部に記されている。

(3)は完存しており、状態も良好である。「西八木村」は明石城下から約6km西方の海岸部に位置する村である。

(4)は一部欠失しているが、ほぼ完存している。

(5)は下部が欠失し、腐食している。(6)は下部と片側面が欠失している。

(7)は両側面が欠失しており、残存は一部である。(8)は上部と両側面が欠失していて、残存は一部である。(7)(8)はいずれも薄板に記されているが板目に沿い、両側縁は折れている。(9)は完存と思われる。

六 明石城武家屋敷跡第二四地点(HN—1)

(1) 〃

127×30×11 011

(2) 〃

福住村米屋善 〃 (212)×30×6 059

(1)は一部欠損しているがほぼ完存である。墨書が重なり判読が困難である。(2)は上端部が欠失している。

七 明石城武家屋敷跡第五三地点(YM—10)

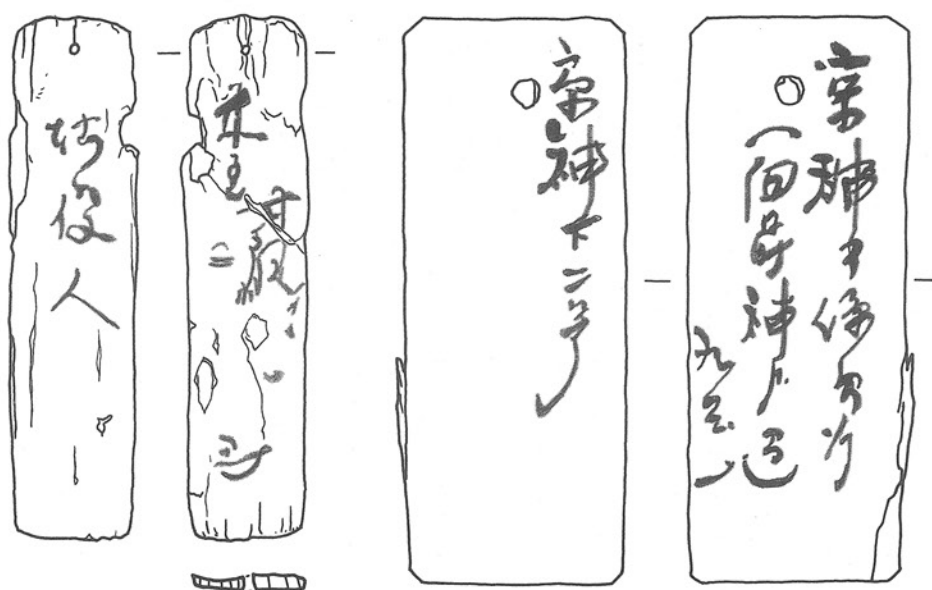
(1) 〃 138×42×10 011

完存している。重書のため判読は困難である。

八 明石城武家屋敷跡第六〇地点(YM—11)

(1) 〃 (110)×26×2.5 039

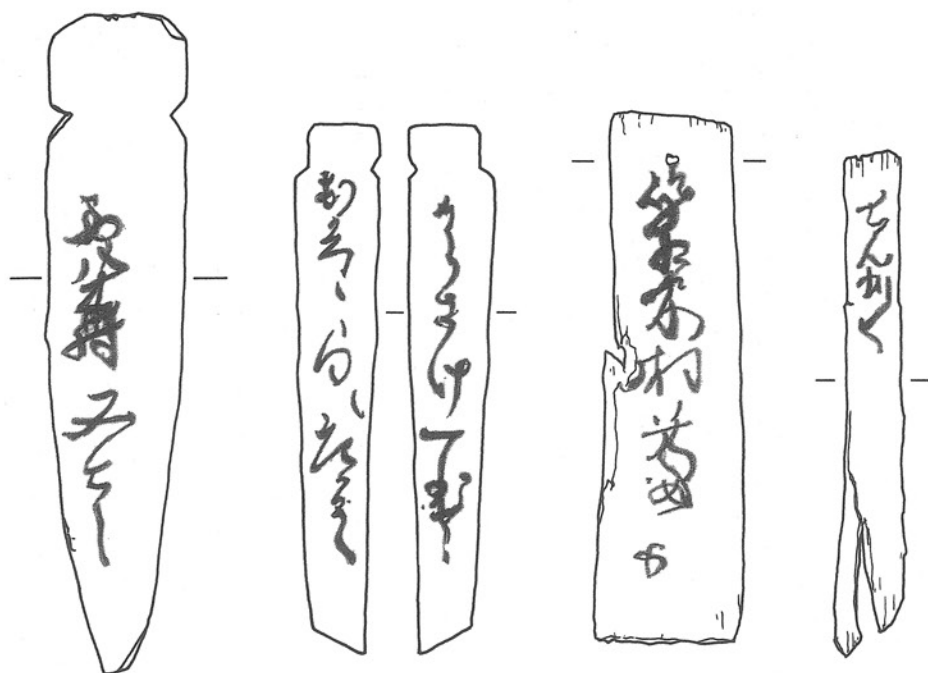
下部が欠失している。頭部に切り込みと穿孔が認められる。墨は不明瞭で判読が困難である。



三(1)



一(2)



五(3)



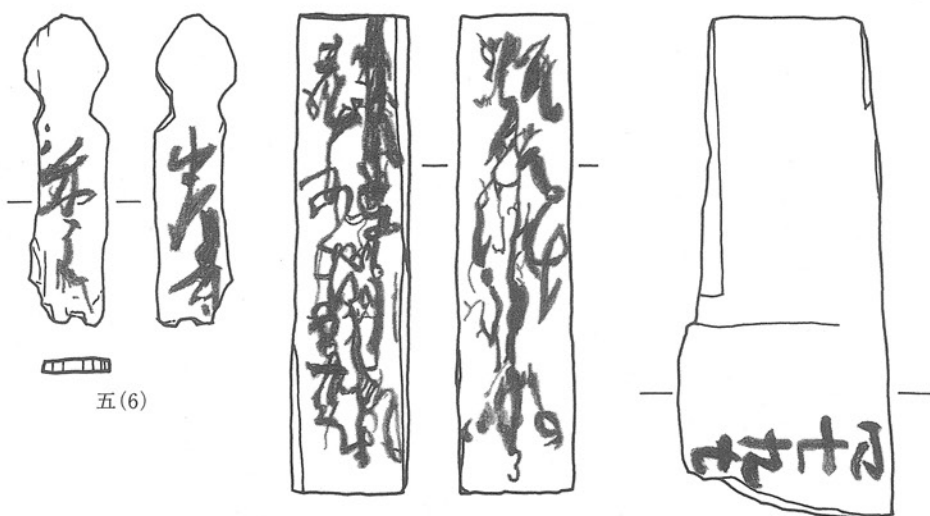
五(4)



三(3)

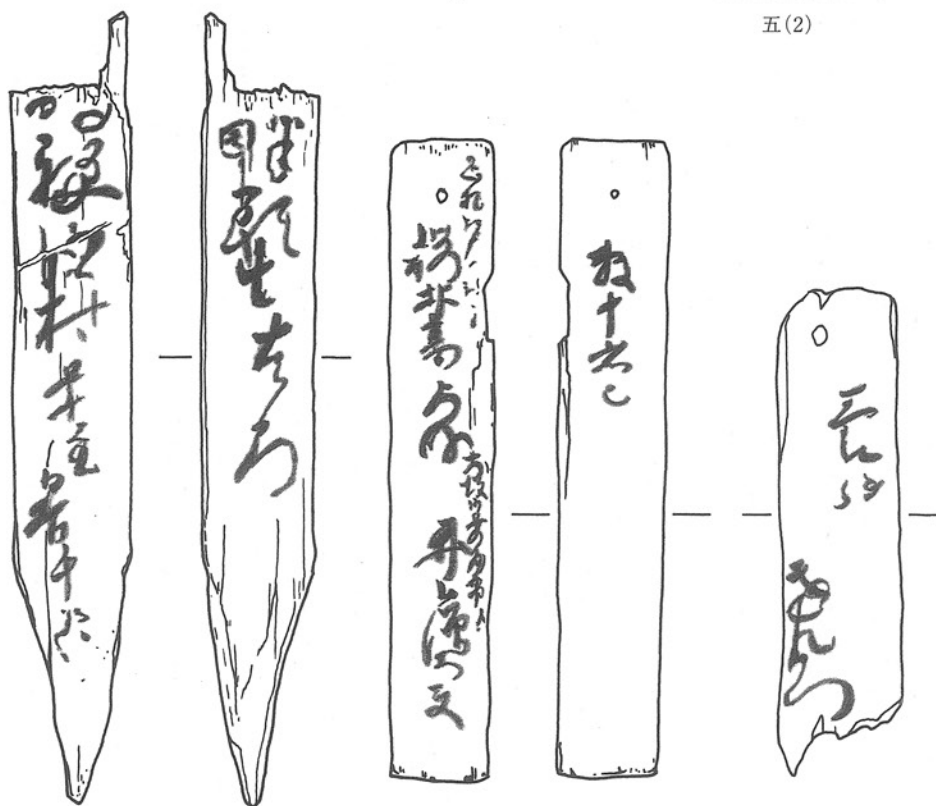


三(2)



六(1)

五(2)



六(2)

一〇(1)

五(5)

九 明石城武家屋敷跡第七五地点(YM-14)

- (1) 「納豆」
雲晴寺] 径134×厚6 061

- (2) 「三國」] 径92×径44 061

(1)は曲物の蓋である。完存しており、状態も良好である。(2)は曲物の底板に墨書がある。完存しており、状態も良好である。なお、径九二mmは底板のみ、高四四mmは側板を含めた曲物自体の高さである。

一〇 明石城武家屋敷跡第八六地点(YM-15)

- (1) ・「。数十六〇」

・「回船江戸江」 大坂御蔵屋敷より
。桜井甚右衛門様 井上源大夫]
170×29×5 011

(1)は一部欠損しているがほぼ完存している。

一一 明石城武家屋敷跡第九三地点(YM-18)

- (1) 「」] 径(123)×厚4 061

- (2) 「。納豆」
月照寺] 径145×厚5 061

- (3) 「納豆」
。月照寺] 径145×厚5 061

- (4) 寺] 径(105)×厚4 061

(1)~(4)は曲物の蓋と思われる。(1)は、両側面が欠失している。(2)は、中央付近で割れているが、ほぼ完存している。月照寺は、明石市内に所在する寺院で、隣接する柿本神社とともに柿本人麻呂に由来するものとして知られる。(3)は、ほぼ完存しており、状態も良好である。(4)は、上部が欠失している。

9 関係文献

明石市教育委員会『明石市埋蔵文化財調査概報 平成三年度』(一九九三年)

兵庫県教育委員会埋蔵文化財調査事務所『平成九年度 年報』(一九九八年)

明石市教育委員会『明石市文化財年報 平成九年度』(一九九九年)

同『明石市文化財年報 平成一〇年度』(二〇〇〇年)

(稲原昭嘉)